

中保医第 347 号
令和 5 年 9 月 25 日

各医療機関の長 様

静岡県中部保健所長

特定医療費（指定難病）の新規申請案内について（送付）

日頃から、当所の保健医療行政について、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日県疾病対策課から通知があったとおり、難病法改正により令和 5 年 10 月 1 日から医療費助成の開始日が診断日まで前倒し可能になるところですが、令和 5 年 5 月 25 日付中保医 317 号で送付した当所の案内文を別添のとおり修正しましたので、申請を検討される方にお渡しいただくなどご活用ください。なお、診断日に前倒し可能になるのは指定難病のみで、県が指定する特定疾患（突発性難聴、橋本病等）は従来通り申請日からの助成開始となりますので御注意ください。

また、迅速な申請・受給者証交付及び申請者の負担軽減の観点から、引き続き新規申請の場合は臨床調査個人票の様式を医療機関側で用意いただくよう御配慮願います。

記

1 送付資料

- ・指定難病の医療費助成制度について 1 部

2 臨床調査個人票様式（厚生労働省ページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

担当 地域医療課 杉山
電話 054-644-9273